

東久留米市公共施設のあり方に関する基本方針検討委員会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市が作成した東久留米市公共施設白書を踏まえ、今後の公共施設のあり方に関する事項について、幅広い見地からの意見を求めるため、東久留米市公共施設のあり方に関する基本方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公共施設を将来にわたって効率的に活用していくために必要な事項を調査及び検討すること。
- (2) その他今後の公共施設のあり方に関し、東久留米市長（以下「市長」という。）が指示する事項

(組織)

第3 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3名以内
- (2) 公共的団体等の関係者 4名以内
- (3) 公募市民 3名以内

(任期)

第4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3第1号に掲げる学識経験者のうちから選出する。
- 3 副委員長は、委員長の指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、検討会議を主宰する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(意見の聴取)

第7 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償)

第8 委員に対しては、職務の遂行に要する報償を予算の範囲内で支給する。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、企画経営室行政管理課において処理する。

(委任)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。